

特殊詐欺等防止機能付きの 電話機など、購入費の一部 を補助します!



高齢者に対する特殊詐欺及び悪質な電話勧誘販売による消費者被害等を未然に防止するため、「自動応答録音機能付きの固定電話」または「外部接続可能な自動応答録音機能を有する機器」の購入費の一部を補助します。

補助対象者条件 (すべてに該当する方)

- ① 板野町に居住し、住民登録のある60歳以上の方
- ② 補助対象機器を購入した方
- ③ 町税を滞納していない方



申請受付期間

購入日から令和8年3月31日(予算額に達し次第終了します。)

※対象機器の購入後3カ月以内の申請が必要となります。

補助対象機器

(公財) 全国防犯協会連合会が推奨する優良迷惑電話防止機器で、次の①②いずれかに該当する機器

- ① 自動応答録音機能付き固定電話
- ② 固定電話に外付け可能な自動応答録音機能がある機器

※自動応答録音機能とは、電話の着信時に自動で通話内容を録音する警告メッセージが流れ警告音が終わると電話機の呼び出し音が鳴り、自動で通話内容が録音される機能です。

※対象機器については、ホームページをご覧ください。事前にご相談ください。

**店舗で購入した機器で、購入後3ヶ月を経過していないものが対象です。
中古品や通信販売での購入は補助対象外です。**

補助金額

購入金額の2分の1(100円未満切り捨て) ※上限1万円

※付属品の追加購入や通信サービス料等は対象になりません。
補助金の交付は1世帯1台限りです。

申請
窓口

板野町産業課
(役場2階)

TEL 088-672-5994

〒779-0192 板野郡板野町吹田字町南22-2

申請の流れ

対象機器を購入

対象機器を購入し、以下の機能が作動するように設置してください。

- ・ 自動で相手に通話を録音する旨のメッセージが流れること。
- ・ 自動で通話を録音できること。



申請書兼請求書に必要事項を記入し、添付書類を添えて提出

板野町特殊詐欺等防止対策機器購入補助金交付申請書兼請求書に必要事項を記入し、次の①～③の書類を添付し、役場産業課へ提出してください。

- ① 領収書の写し（申請者の氏名・購入日・購入品目・金額・購入店舗等の記載があるもの）
- ② 購入機器の機能が確認できるカタログまたは取扱説明書の写し
- ③ 保証書の写し



設置確認

申請書類を提出後、役場産業課から申請者宅に機器設置確認のため電話をします。



審査の後、交付決定

申請書類等を審査し、不備等がなければ交付決定通知を送付します。



補助金の振り込み

指定の口座へ、補助金を振り込みます。交付決定後、1ヶ月程度を要する場合がありますので、ご了承ください。

お問い合わせ

板野町産業課（役場 2 階）

〒779-0192 板野郡板野町吹田字町南 22-2 **TEL 088-672-5994**